



令和6年度 コンサルテーションについて

精神保健福祉センターでは、地域支援業務の一環として、地域の関係機関が行う相談対応について、医師等が助言を行うコンサルテーションを提供しています。

○コンサルテーションとは

保健福祉事務所等での対応が困難な事例への助言を行うものです。

○使い方の例

- ・保健福祉事務所等が関係機関に対して定例で開催する「ケース会議」等にコンサルテーションを活用する。
- ・今、まさに困っている事例について、臨時に事例の関係者を集めて行うケース検討等にコンサルテーションを活用する。

○申し込み方法

保健福祉事務所等から当所へお電話等ご連絡をいただく他、市町村・相談支援事業所、学校等、地域の関係機関からのご利用申し込みも受け付けています。

ご不明な点は、遠慮なくご連絡ください。

コンサルテーションのご利用、お問い合わせについては

精神保健福祉センター 調査・社会復帰課 須賀まで

045-821-8822（代） 内線2114

